（財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部改正）

**第五条**　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

五　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

**第六条**　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八十二　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

第三十一条に次の一号を加える。

十三　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

**第七条**　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十三　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

**附　則**

この政令は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百三十五号**

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令

内閣は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の政令で定める倍数は、一とする。

**附　則**

この政令は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百三十六号**

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年七月一日とする。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百三十七号**

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第二項第二号、第五十五条の八第一項及び同条第三項において準用する同法第五十五条の七第三項から第五項までの規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「荷さばき」の下に「又は保管」を加え、同条第二項各号中「荷さばき施設」の下に「又は保管施設」を加える。

第十一条を削る。

第十条第一項中「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改め、同条第二項中「第五十五条の八第二項」を「第五十五条の九第二項」に、「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改め、第二章中同条を第十一条とする。

第九条中「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改め、同条を第十条とする。

第八条の次に次の三条を加える。

（特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準）

**第九条**　法第五十五条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該特別特定技術基準対象施設の改良に関し、次の要件に適合する工事実施計画を有する者であること。

イ　法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた特別特定技術基準対象施設の改良の計画に適合すること。

ロ　当該特別特定技術基準対象施設が、非常災害が発生した場合においても、大量の土砂その他の物件を法第五十五条の八第二項に規定する水域施設に流入させることがないよう必要な強度を有するものであること。